

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱

平成12年3月28日 制定
令和6年6月30日 最近改正（局長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号、以下「法」という。）の運用に関し、本市の地域特性と出店地の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求め、本市経済及び地域社会の健全な発展並びに市民生活の向上に寄与し、かつ、良好な都市環境の形成を図るため、本市における法の運用基準及び必要な事務手続等について定めるものとする。

（用語）

第2条 この要綱において使用する用語は、特に定めるもののほか法、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「施行規則」という。）において使用する用語の例による。

2 この要綱において「市境店舗」とは、大規模小売店舗のうち、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に横浜市以外の市域を含むものをいう。

（横浜市大規模小売店舗立地法運用基準）

第3条 市長は、本市における大規模小売店舗の立地に関し、本市の地域特性及び出店地の実情に応じた適切な配慮を大規模小売店舗に求めるため、指針を補う基準として横浜市大規模小売店舗立地法運用基準（以下「市基準」という。）を定め、これを公表するものとする。

（出店概要書等の作成）

第4条 市長は、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による届出を行おうとする者（以下「届出予定者」という。）に対して、原則として、事前に大規模小売店舗出店概要書（以下「概要書」という。）を作成させ、当該届出の4か月前又は建築基準法第6条に基づく確認申請を行おうとする日の3か月前のいずれか早い時期までに、概要書を提出するよう求めるものとする。

2 市長は、届出予定者に対して、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行う前に、大規模小売店舗出店計画事前説明書（以下「事前説明書」という。）を提出するよう求めるものとする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。

3 市長は、事前説明書を提出した者に対して、その内容について、必要に応じて本市及び関係機関と協議を行い、当該協議の終了後にその協議内容を反映させた大規模小売店舗出店計画説明書（以下「説明書」という。）を、法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出を行う際に、法第5条第1項の規定による届出に係る法第5条第2項の書類（以下「添付書類」という。）、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の規定による届出（以下「法第6条第2項等の届出」という。）に係る添付書類の一部として提出するよう求めるものとする。

4 概要書、事前説明書及び説明書の記載事項は、別に定める。

（早期情報提供）

第5条 市長は、次のいずれかに該当する届出については、届出予定者に対して、前条の規定により概要書を提出した日から1か月以内に、当該大規模小売店舗の周辺に居住する者等を対象に、概要書の内容について周知（以下「事前の周知」という。）を行うよう求めるものとする。

(1) 法第5条第1項の規定による届出

(2) 法第6条第2項等の届出のうち、当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させる場合で、増加後の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出

ア 6千平方メートル以上

- イ 施行規則第7条第1項第4号に規定する基礎面積の2倍以上
- (3) 法第6条第2項等の届出のうち、当該大規模小売店舗全部を取り壊した後に新築する場合で、当該新築後の大規模小売店舗内の店舗面積の合計が次のいずれかに該当する届出
 - ア 6千平方メートル以上
 - イ 施行規則第7条第1項第4号に規定する基礎面積の2倍以上
- (4) 前3号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める届出

(大規模小売店舗の新設等に関する届出)

第6条 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、12部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数(横浜市を除く。)を加えた部数を提出するものとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出及び添付書類
 - (2) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の届出
 - (3) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第7項の通知
 - (4) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第9条第4項の届出
 - (5) 法第5条第1項の規定による届出に係る第19条の通知
 - (6) 法第5条第1項の規定による届出に係る第23条の届出
- 2 次の各号に掲げる届出、通知及び書類の提出部数は、6部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数(横浜市を除く。)を加えた部数を提出するものとする。
- (1) 法第6条第2項の規定による届出
 - (2) 法附則第5条第1項の規定による届出
 - (3) 法第6条第2項等の届出に係る添付書類
 - (4) 法第6条第2項等の届出に係る法第8条第7項の届出
 - (5) 法第6条第2項等の届出に係る法第8条第7項の通知
 - (6) 法第6条第2項等の届出に係る法第9条第4項の届出
 - (7) 法第6条第2項等の届出に係る第19条の通知
 - (8) 法第6条第2項等の届出に係る第23条の届出
- 3 次の各号に掲げる届出の提出部数は、3部以内とする。ただし、当該大規模小売店舗が市境店舗の場合、第2条第2項の範囲において法を運用する都県及び指定都市の数(横浜市を除く。)を加えた部数を提出するものとする。
- (1) 法第6条第1項の規定による届出
 - (2) 法第6条第5項の規定による届出
 - (3) 法第11条第3項の規定による届出

(取下げ)

第6条の2 法第5条第1項、法第6条第2項及び法附則第5条第1項の届出後、当該届出を取り下げようとするときは、市長は、当該届出をした者に、取下書(様式第1)を提出するよう求めるものとする。

- 2 前項は、第4条第1項から第3項に掲げる提出の取下げについて準用する。

(届出の公告)

第7条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第6条第6項、法第8条第3項、法第8条第6項及び法第9条第3項の規定による公告は、横浜市報に掲載することにより行うものとする。

(届出等の縦覧)

第8条 法第5条第3項(法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合を含む。)、法第8条第3項及び法第8条第6項の規定による縦覧を行う場所は、次の

とおりとする。

- (1) 法第5条第1項の規定による届出に係る法第5条第3項の規定による縦覧（法第5条第1項の規定による届出に係る法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）は、市役所及び当該大規模小売店舗の所在地の属する区役所
- (2) 法第6条第1項の規定による届出及び法第6条第2項等の届出に係る法第6条第3項の規定による縦覧（法第6条第1項及び法第6条第2項等の届出に係る法第8条第3項、法第8条第6項、法第8条第8項及び法第9条第5項の規定による縦覧を含む。）は、市役所

（届出を要さない変更に係る報告）

第9条 市長は、大規模小売店舗の設置者に対し、法第6条第2項ただし書きの規定により届出を要さないこととされている届出事項の変更を行う際、必要に応じて書面により当該変更を行う旨の報告を行うよう求めるものとする。

（軽微な変更）

第10条 市長は、法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として法第6条第2項等の届出をしようとする届出者に対して、当該届出を行おうとする日の1か月前までに、必要に応じて施行規則第8条の規定に基づく事実確認を行う資料の提出を求めるものとする。

（説明会の開催等）

- 第11条 説明会は、当該大規模小売店舗の所在地の属する区内で当該大規模小売店舗の所在地に近く、相当な人数を収容できる施設において1回以上開催するものとする。このとき、1回は祝日以外の月曜日から金曜日までの18時以降、土曜日、日曜日又は祝日に開催するものとする。
- 2 次の各号の一に該当する場合は、施行規則第11条第1項の規定により、開催回数を次のとおり指定するものとする。
 - (1) 法第5条第1項の規定による届出のうち、当該大規模小売店舗に係る施行規則第3条第2項第1号の規定による開店時刻から閉店時刻までの時間帯、第2号及び第4号の規定による時間帯が23時から6時までの時間帯に及ぶ場合は3回、それ以外の場合は2回
 - (2) 法第6条第2項等の届出のうち、当該大規模小売店舗に係る施行規則第3条第2項第1号の規定による開店時刻から閉店時刻までの時間帯、第2号及び第4号の規定による時間帯が23時から6時までの時間帯に及ぶ場合は2回
 - 3 市長は、前項第1号に該当する説明会のうち、届出者が第12条第2項に掲げる掲示と同程度の措置を講じる場合は、前項第1号の開催回数から1回減じた回数を指定することができる。
 - 4 市長は、前2項の規定にかかわらず、特に必要と認めるときは、説明会開催者に対して3回を上限として開催回数を指定するものとする。
 - 5 市長は、市境店舗に係る説明会の場合、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり、説明会開催者に対して第2条第2項の範囲内（横浜市域を除く。）に居住する者の参加の便についての配慮を求めるものとする。
 - 6 市長は、説明会開催者が説明会を開催するにあたり配慮すべき事項について、意見を述べることができる。
 - 7 市長は、説明会開催者に対して、第1項から第5項までの規定並びに法第7条第3項の規定による意見及び前項の意見に考慮して説明会の開催計画を定めること、及び説明会開催計画書（様式第4）の提出を求めるものとする。

（説明会を掲示により行う場合）

第12条 市長は、施行規則第11条第2項の規定による説明会を掲示により行うものとして法第6条第2項等の届出をしようとする届出者に対して、届出書を提出しようとする日の1か月前までに、必要に応じて施行規則第11条第2項の規定に基づく事実確認を行う資料の提出を求めるものとする。

- 2 施行規則第 11 条第 2 項の規定による掲示は、当該届出を行った日から 4 か月間、次に掲げる方法により行うものとする。
 - (1) 当該大規模小売店舗内に法第 6 条第 2 項等の届出書及び添付書類のうち施行規則第 4 条第 1 項第 2 号から第 12 号までの内容が記載された部分を設置し一般の閲覧の用に供すること
 - (2) 当該大規模小売店舗の来店客用の入口及び前号の閲覧の実施箇所の見やすい場所に、標識（様式第 7）を掲出するとともに、インターネットを利用し掲載すること
- 3 前条第 7 項の規定は、第 2 項の規定による掲示について準用する。

（説明会の開催の公告及び通知）

第 13 条 法第 7 条第 2 項に規定する説明会の開催の公告は、次の各号に掲げる方法より行うものとする。

(1) 次に掲げる方法のうちのいずれかの方法

ア 当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から 1 キロメートルの範囲（市境店舗に係る説明会の場合、横浜市以外の市域を含む。）において購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 3 紙以上への、当該説明会の開催案内を掲載（大きさは、2 段 3 分の 1 以上とする。）

イ 当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から 1 キロメートルの範囲（市境店舗に係る説明会の場合、横浜市以外の市域を含む。）において購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 3 紙以上への、当該説明会の開催案内を記載したちらしの折り込み（大きさは、日本工業規格 B 5 以上とする。）

ウ 法第 6 条第 2 項等の届出に係る説明会にあつては、当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から 1 キロメートルの範囲（市境店舗に係る説明会の場合、横浜市以外の市域を含む。）において購読される時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙 3 紙以上に折り込まれる、当該大規模小売店舗に係る売出広告への、当該説明会の開催案内の掲載（説明会開催案内部分と売出広告部分との区別が容易にできるよう意匠に配慮するものとし、大きさは、150 平方センチメートル以上とする。）

(2) 当該大規模小売店舗に係る敷地内への標識（様式第 8）の掲出

- 2 前項第 2 号の標識の掲出は、当該標識に係る全ての説明会が終了するまで、これを行うものとする。
- 3 市長は、第 1 項の公告に、法第 7 条第 2 項に定める事項のほか、次に掲げる事項を掲載することを説明会開催者に対して求めるものとする。
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 当該大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 法第 5 条第 1 項の規定による届出に係る説明会の場合は当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計、法第 6 条第 2 項等の届出に係る説明会の場合は当該変更届出の概要
 - (4) 当該説明会に係る問い合わせ先
- 4 市長は、説明会開催者に対して、第 1 項の公告のほか、当該大規模小売店舗の所在地の周辺に居住する者に、説明会開催の通知を行うよう配慮を求めるものとする。
- 5 市長は、前条第 2 項に規定する方法により掲示を行った場合は、第 1 項の規定にかかわらず、前条第 2 項の規定による掲示をもって法第 7 条第 2 項に規定する説明会の開催の公告とみなすものとする。

（説明会を開催することができない場合）

第 14 条 市長は、説明会開催者が施行規則第 13 条第 1 項の事由により、法第 7 条第 2 項の規定により公告した説明会を開催することができない場合、説明会開催者に対して、市長との協議の上、説明会開催不能報告書（様式第 9）の提出を求めるものとする。

- 2 市長は、前項の報告書を受けた場合において、施行規則第 13 条第 1 項の事由に該当する事実確認を行ったときは、説明会開催者に対して、法第 7 条第 4 項の規定による周知の方法について

協議を行うよう求めるものとする。

(説明会実施状況報告書の提出)

第 15 条 市長は、説明会が開催された場合（施行規則第 11 条第 2 項の規定による掲示及び法第 7 条第 4 項の規定による周知を行った場合を含む。）、説明会開催者に対してすみやかに説明会実施状況報告書（様式第 11）の提出により説明会の実施状況を報告するよう求めるものとする。

2 市長は、説明会開催者に対して、前項の報告書に法第 7 条第 2 項の規定による公告の実施状況を証する書類及び当該説明会において出席者に対して配布した資料、第 12 条第 2 項の規定による掲示における掲示物又は法第 7 条第 4 項の規定による周知の内容を記載した資料を添付するよう求めるものとする。

(意見書の提出)

第 16 条 法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするときは、意見書（様式第 12）により、横浜市経済局あて持参、郵送又は市長が適切と認める方法により提出するものとする。

(意見書の公告及び縦覧)

第 17 条 市長は、法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見のうち、明らかに個人情報 の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について法第 8 条第 3 項の規定による公告及び縦覧を行わないものとする ことができる。

(見解書の作成)

第 17 条の 2 市長は、届出者に対して前条の公告及び縦覧された意見と当該意見に対する見解をまとめた見解書を作成し提出するよう求めるものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された見解書を市のホームページに掲載することができる。

(市の意見)

第 18 条 市長は、法第 8 条第 4 項の意見の有無及び意見の内容について、法第 5 条第 1 項の規定による届出又は法第 6 条第 2 項等の届出の内容をもとに、法第 8 条第 2 項の規定により述べられた意見に配意し、並びに指針及び市基準を勘案して決定するものとする。

2 市長は、法第 8 条第 4 項の意見を述べようとするときは、横浜市大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

3 市長は、法第 8 条第 4 項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合、様式第 13 又は様式第 14 を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

(市の意見に対する添付書類の事項のみの変更)

第 19 条 法第 8 条第 4 項の意見を述べた場合で、施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更通知書（様式第 15）を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更を通知するものとする。

2 前項の規定による通知は、法第 8 条第 7 項の通知とみなす。

(市の意見に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)

第 20 条 市長は、法第 8 条第 7 項の届出及び前条の規定による通知を行おうとする者に対して、説明書のうち当該変更に係る部分について、変更後の内容に修正したものを提出するよう求めるものとする。

(市の意見に対して変更しない旨の通知)

第 21 条 法第 8 条第 7 項の通知（第 19 条の規定による通知を除く。以下この条において同じ。）は、届出事項を変更しない旨の通知書（様式第 16）を用いて行うものとする。

- 2 市長は、前項の通知を行おうとする者に対し、前項の通知に、届出事項の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができることを証する資料を添付するよう求めるものとする。

(市の勧告)

第 22 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告の有無及び勧告の内容について、法第 8 条第 7 項の届出又は通知の内容をもとに、指針及び市基準を勘案して決定するものとする。

- 2 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告をしようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行う場合又は勧告を行わない場合、様式第 17 又は様式第 18 を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。

(市の勧告による添付書類の事項のみの変更)

第 23 条 法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行った場合で、施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる事項のみを変更しようとする場合、添付書類変更届出書（様式第 19）を用い、変更前及び変更後の当該添付書類を添付して変更の届出を行うものとする。

(市の勧告に対する届出事項等の変更に係る説明書の提出)

第 24 条 市長は、法第 9 条第 4 項の規定による届出及び前条の届出を行おうとする者に対して、説明書のうち当該変更に係る部分について、変更後の内容に修正したものを提出するよう求めるものとする。

(市の勧告による変更の届出の期限)

第 25 条 市長は、法第 9 条第 1 項の規定による勧告を行った場合、届出者に対して原則として勧告を行った日から 2 か月以内に法第 9 条第 4 項の届出（第 23 条の届出を含む。以下同じ。）を行うよう求めるものとする。

- 2 市長は、前項の届出が届出者からの連絡なく、前項の規定による期間内に行われない場合、当該勧告に従わないものとみなすことができる。

(市の勧告を適正に反映している旨の通知)

第 26 条 市長は、法第 9 条第 4 項の届出の内容が法第 9 条第 1 項の規定による勧告を適正に反映しているものと認められる場合、様式第 20 を用いてその旨を届出者に対して通知するものとする。

(公表)

第 27 条 市長は、法第 9 条第 7 項の規定による公表を行おうとする場合、あらかじめ届出者にその旨を通知し、原則として書面により意見の聴取を行うものとする。ただし、当該届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又は当該届出者の所在が不明で通知ができないときはこの限りでない。

- 2 市長は、法第 9 条第 7 項の規定により公表を行おうとする場合は、前項の聴取の結果を考慮して決定するものとする。
- 3 市長は、法第 9 条第 7 項の規定により公表を行う場合、様式第 21 を用いてその旨を当該届出者に対して通知するものとする。
- 4 法第 9 条第 7 項の規定による公表は、横浜市報に公告するほか、報道機関への資料配付その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。
- 5 法第 9 条第 7 項の規定により公表する事項は、次の各号に掲げる事項とする。
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 法第 9 条第 1 項の規定による勧告に係る届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- (3) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (4) 従わないこととされた法第9条第1項の規定による勧告の内容
 - (5) その他市長が必要と認める事項
- 6 市長は、法第9条第7項の規定による公表後に法第9条第1項の規定による勧告に係る届出者が届出事項の変更の届出を行い、その内容が法第9条第1項の規定による勧告を適正に反映しているものであると認められる場合、報道機関への資料配付その他の市長が適当と認める方法により、変更の届出が行われた旨を公表するものとする。

(報告)

第28条 法第14条の規定により報告を求められた者は、その提出について市長が期限を付した場合にはこれを遵守するものとする。

(その他)

第29条 法及びこの要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成12年6月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、第10条及び第12条の規定については、平成12年4月1日から施行する。

(横浜市大型店舗出店指導要綱及び横浜市消費生活協同組合等大型購買施設出店指導要綱の廃止並びに経過措置)

- 2 横浜市大型店舗出店指導要綱（以下「大型店舗指導要綱」という。）及び横浜市消費生活協同組合等大型購買施設出店指導要綱は、廃止する。
- 3 法及びこの要綱の施行の日から8か月を経過する日までの間に新設を行う大規模小売店舗で、この要綱の施行前に大型店舗指導要綱第4条第1項の規定による届出のなされた大型店舗指導要綱第2条の規定による大型店舗について、当該届出に係る大型店舗指導要綱第4条第3項の規定による掲示、第6条の規定による通知、第7条第1項の規定による協議、第7条第2項の同意書、第8条の報告及び第10条の規定による届出については、なお従前の例による。
- 4 法及びこの要綱の施行の日から8か月を経過する日までの間に旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより、店舗面積の合計が法及びこの要綱の施行の日における店舗面積の合計を超える大規模小売店舗で、この要綱の施行前に大型店舗指導要綱第5条第1項の規定による届出のなされた大型店舗指導要綱第2条の規定による大型店舗について、当該届出に係る大型店舗指導要綱第5条第2項の規定による掲示、第6条の規定による通知、第7条第1項の規定による協議、第7条第2項の同意書及び第8条の報告については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成14年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 6 月 30 日から施行する。

様式第1（第6条の2関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

取 下 書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第6条の2の規定により、次のとおり取り下げます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取り下げる書類
- 3 取り下げる理由

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A4)

様式第4（第11条第7項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催計画書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第11条第7項の規定により、次のとおり提出します。

項 目		内 容	
大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
説明会開催にあたっての 現在までの協議状況			
説明会の開催予定回数		回開催予定	
説明会の 公告方法	第13条第1項第1号	月 日付	新聞（掲載・折込・売出広告掲載）
	第13条第1項第2号	（標識設置場所）	
法定公告以外の周知			
予定している議事の内容 （進行、配付資料等）		（掲示を実施する場合の掲示書類）	
第1回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分予定	
	開催場所	（ 区 ）	
	説明予定者	他 名	
第2回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分予定	
	開催場所	（ 区 ）	
	説明予定者	他 名	
第3回 説明会	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分予定	
	開催場所	（ 区 ）	
	説明予定者	他 名	
その他特記事項		（掲示を実施する場合の掲示場所など）	

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。

2 公告原稿、配布計画書及び配付資料案等、上記内容の補足資料を添付してください。

様式第7（第12条第2項第2号関係）

（店舗名） の （届出項目） の変更について

年 月 日

年 月 日に、大規模小売店舗立地法に基づく「変更の届出」を、次のとおり行いましたので、届出等の要旨をお知らせします。

なお、届出等の詳細につきましては、年 月 日までの間、（書類閲覧場所） に関係書類を備え付けておりますので、閲覧を希望される方はお申し出ください。

（設置者名称・法人にあつては代表者名）

（設置者住所）

（小売業者名称・法人にあつては代表者名）

（小売業者住所）

店舗の名称	
所在地	
変更届出の内容	（変更する項目名） の変更
変更する年月日	年 月 日
届出年月日	年 月 日

○当該計画に関するお問い合わせ先

（連絡先）

（電話）

本掲示は、大規模小売店舗立地法第7条第1項の規定による説明会の開催に代わるものとして、年 月 日から 年 月 日までの間実施するものです。

なお、本掲示をもって、大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による説明会開催の公告とします。

- 備考
- 1 標識は、大きさを日本工業規格A1以上とし、また文字の大きさを50ポイント以上のものにするなど、見やすいものとしてください。
 - 2 標識は、容易に破損又は汚損ないように作成・掲出してください。

- 掲出方法
- 1 標識は、当該大規模小売店舗の来店客用の各入口及び第12条第2項第1号の規定による閲覧実施場所付近の、人目に付く場所に掲出してください。
 - 2 標識の数は、当該大規模小売店舗の来店客用の入口の数と書類閲覧場所の数の合計と同数としてください。

様式第 8 (第13条第 1 項第 2 号関係)

大型店の出店 (変更) 概要説明会のお知らせ

年 月 日

大規模小売店舗立地法の規定に基づく説明会を次のとおり行いますので、大規模小売店舗立地法第 7 条第 2 項の規定に基づきお知らせします。

○説明会の開催日時・開催場所

	開催日 (予定)	開催場所
第 1 回説明会	年 月 日 () 時 分から	
第 2 回説明会	年 月 日 () 時 分から	
第 3 回説明会	年 月 日 () 時 分から	

○当該説明会に係る届出の概要

店舗の名称	
所在地	
建物設置者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
主な小売業者	(氏名又は名称、住所、法人にあっては代表者の氏名)
届出の内容	
届出年月日	年 月 日

○本説明会に関するお問い合わせ先

(連絡先)	(電話)
-------	------

備考 1 標識は、日本工業規格 A 1 以上の大きさの白色地とし、また文字を大きさ 50 ポイント以上の黒字とするなど、見やすいものとしてください。

2 標識は、屋外に掲出する場合は、風雨等により容易に破損又は倒壊しない材料・構造により作成するとともに、塗料は雨等に耐えられるものを使用し、屋内に掲出する場合は、容易に破損又は汚損しないように作成・掲出してください。

掲出方法 1 標識は、法第 5 条第 1 項の規定による届出に係る説明会にあっては、公道に面する人通りの多い敷地内 (道路から 1 メートル以内) の人目に付く場所に、法第 6 条第 2 項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の来店客用の入口付近の人目に付く場所に掲出してください。

2 標識の数は、法第 5 条第 1 項の規定による届出に係る説明会にあっては、原則として敷地に接している公道の数と同数、法第 6 条第 2 項等の届出に係る説明会にあっては、当該大規模小売店舗の来店客用の入口と同数としてください。

様式第9（第14条第1項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会開催不能報告書

年 月 日

（提出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第14条第1項の規定により、次のとおり提出します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会を開催することのできない事由
 - 天災、交通の途絶その他の不測の事態によるもの（施行規則第13条第1項第1号）
（具体的な事由）
 - 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによるもの（施行規則第13条第1項第2号）
（具体的な事由）

- （備考）
- 1 説明会を開催することのできない事由については、該当する項目の□に印をつけ、その内容を具体的に記載してください。
 - 2 説明会を開催することのできない事由の発生を証する資料を添付してください。
 - 3 ※印の項は記載しないでください。

（A4）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

説明会実施状況報告書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 15 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

項 目		内 容	
大規模小売店舗の名称			
説明会の	第13条第1項第1号	月 日付	新聞（掲載・折込・売出広告掲載）
公告方法	第13条第1項第2号	(標識設置場所)	
法定公告以外の周知			
第1回 説明会	開催日時	年 月 日() 時 分から 時 分まで	
	開催場所		
	説明者	他 名	
	出席者	名	
	議事の概要		
	陳述意見		
	陳述意見に対する応答		
第2回 説明会	(同上)		
第3回 説明会	(同上)		
その他特記事項		(説明会開催途上で開催不能となった場合の周知方法など)	

(備考) 1 ※印の項は記載しないでください。

2 公告の写し、折込広告配布証明（ちらし折込又は売出広告への掲載の場合）及び説明会配付資料等、説明会の実施状況を証する資料を添付してください。

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

意見書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

(氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名)

(住所・所在地)

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、意見を提出します。
なお、裏面の内容については、同法第 8 条第 3 項の規定により縦覧に供されることを了承します。

○意見書の記載及び提出について

- 1 大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項」についての意見をお書きください。
- 2 <おもて> (この面)に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。
- 3 裏面の意見の内容は、日本語により、意見の理由を含めてお書きください。
- 4 意見書は、意見を述べようとする大規模小売店舗の新設等の届出の公告がされてから 4 か月以内とされていますので、提出期限にご注意ください。
- 5 意見書の提出先は、次のとおりです。

〒231-0005 横浜市中区本町 6 丁目 50 番地の 10
横浜市経済局商業振興課

○届出書及び添付書類の縦覧について

大規模小売店舗立地法の規定に基づく届出書及び添付書類は、次の場所でその届出の公告がされてから 4 か月間縦覧に供しています。

大規模小売店舗の新設の届出	横浜市経済局商業振興課 出店予定地の区の区役所区政推進課
届出事項の変更の届出	横浜市経済局商業振興課

(備考) ※印の項は記載しないでください。

(A 4)

意 見 書

大規模小売店舗 の名称・所在地	
意見の対象となる生活環境保持のために配慮すべき事項	
意見の内容	
意見提出団体名	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体名</u> をお書きください)
意見提出団体の 所 在 地	(縦覧に付されて差し支えない場合のみ、 <u>団体の所在地</u> をお書きください)

※ <おもて> (反対側) に意見書提出者の氏名等及び住所等をお書きください。 (A4)

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する横浜市意見 (通知)

様

横浜市長



年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第 1 項の規定により、提出された意見書等に配意し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地から次のとおり意見を述べることにし通知しますので、対応について検討の上、変更の届出、添付書類変更の通知又は変更しない旨の通知を行ってください。

なお、この意見が適正に反映されず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認めるときは、同法第 9 条第 1 項の規定により勧告することがあります。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 意見の内容
- 3 変更の届出、大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる事項のみの変更の通知又は変更しない旨の通知の提出先
横浜市経済局商業振興課

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する意見について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで届出のあった次の大規模小売店舗については、大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項及び横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 18 条第 1 項の規定により、提出された意見書等に配意し、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準を勘案したところ、意見を有しませんので通知いたします。

同法第 8 条第 5 項の規定により、この通知の日をもって、同法第 5 条第 4 項及び第 6 条第 4 項の規定は、適用されないこととなります。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第 10 条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第 5 条第 1 項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

様式第 15（第 19 条第 1 項関係）

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

添付書類変更通知書

年 月 日

（通知先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 19 条第 1 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

（備考）※印の項は記載しないでください。

（A 4）

様式第 16 (第 21 条第 1 項関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

届出事項を変更しない旨の通知書

年 月 日

(通知先)
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

大規模小売店舗立地法第 8 条第 4 項の規定による横浜市の意見に基づく届出事項の変更はしないので、同法第 8 条第 7 項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しない理由及び届出事項を変更しなくとも当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす自体の発生を回避することができる理由

(備考) ※印の項は記載しないでください。

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市意見を適正に反映しておらず、当該店舗の周辺の地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することが困難であると認められるため、同法第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり必要な措置をとるよう勧告します。

なお、正当な理由なくこの勧告に従わないときは、同法第 9 条第 7 項の規定によりその旨を公表することがあります。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 勧告の内容
- 3 勧告の理由
- 4 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の期限

年 月 日

この期限までに、変更の届出又は本市への連絡のない場合は、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 25 条の規定により、この勧告に従わないものと判断し、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により、その旨を公表することがあります。

- 5 変更の届出（大規模小売店舗立地法施行規則第 4 条第 1 項各号に掲げる事項のみの変更の届出を含む。）の提出先
横浜市経済局商業振興課

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 8 条第 7 項の規定により届出（通知）のあった次の大規模小売店舗については、先に述べた本市の意見を適正に反映し、当該店舗の周辺の地域の生活環境の保持のために必要な配慮がなされていると認め、勧告はいたしませんので通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第 10 条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第 5 条第 1 項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備考	

添付書類変更届出書

年 月 日

（届出先）
横浜市長

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名
住所

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 23 条の規定により、次のとおり通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする添付書類の事項
- 3 添付書類を変更する理由及び大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項第 4 号から第 6 号までに規定する事項を変更しない理由

（備考）※印の項は記載しないでください。

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に係る届出について（通知）

様

横浜市長



年 月 日付けで大規模小売店舗立地法第 9 条第 4 項の規定による届出（横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱第 23 条の規定による届出を含む。）のあった次の大規模小売店舗については、先に行った本市勧告を適正に反映しているものと認められますので、通知いたします。

なお、届出のあった大規模小売店舗については、同法第 10 条、指針及び横浜市大規模小売店舗立地法運用基準の規定に基づき、今後とも適正な維持運営に努めるとともに、届出事項を変更する場合には、同法の規定に基づく必要な届出を行ってください。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 法第 5 条第 1 項の規定による届出にあっては大規模小売店舗の新設をする年月日、法第 6 条第 2 項の規定による届出（附則第 5 条第 1 項及び同条第 3 項の規定による届出を含む。）にあっては当該変更届出の内容及び届出事項の変更をする年月日
- 3 その他

第 号
年 月 日

大規模小売店舗の届出に対する勧告に従わなかった旨の公表について（通知）

様

横浜市長



先に 年 月 日付け 第 号により行った本市勧告に対し、正当な理由なく従わないため、大規模小売店舗立地法第 9 条第 7 項の規定により別紙のとおり公表を行いますので、通知します。

- 1 大規模小売店舗の名称
- 2 大規模小売店舗の所在地
- 3 公表の内容
別紙のとおり